



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県災害弔慰金等補助金交付要綱の一部改正</p> <p>・分区の変更</p>	<p>所管課(室)名</p> <p>福 祉 保 健 課</p> <p>港 湾 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <p>・落札者等</p> <p>・土地改良区の定款変更の認可</p> <p>・落札者等(2件)</p>	<p>管 財 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>物 品 管 理 室</p>
<p>◎ 公安委員会告示</p> <p>・令和3年長崎県公安委員会告示第18号(長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日)の廃止</p> <p>・令和3年長崎県公安委員会告示第19号(長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い)の廃止</p> <p>・長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日</p> <p>・長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い</p>	<p>警 務 課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

## 告 示

### 長崎県告示第1号

長崎県災害弔慰金等補助金交付要綱(昭和49年長崎県告示第1783号)の一部を次のように改正し、令和3年8月11日以後に発生した自然災害から適用する。

令和4年1月4日

長崎県知事 中村 法道

別紙様式（第4条関係）を次のように改める。

別紙様式（第4条関係）

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

市町村長

年度長崎県災害弔慰金等補助金交付申請書

年度長崎県災害弔慰金等補助金について、 円を交付されるよう長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 災害弔慰金等補助金所要額調書（別紙1）
- 2 災害弔慰金等補助金所要額内訳書（別紙2）
- 3 市町村の歳入歳出予算書の写
- 4 災害弔慰金等補助金精算額調書（別紙3）
- 5 災害弔慰金等補助金精算額内訳書（別紙4）
- 6 添付書類
  - (1) 災害弔慰金等の支給に関する市町村条例の写
  - (2) その他参考となる書類

発行責任者及び発行担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○）

長崎県告示第2号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく長崎港臨港地区内に次の1のとおり分区の指定を変更する。

なお、その関係図書は、次の2の閲覧場所に備え置いて、閲覧に供する。

令和4年1月4日

長崎港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 分区の変更

- (1) 商港区の指定を変更する箇所  
長崎市梅香崎町、出島町の一部  
(別紙図面は省略)

2 閲覧場所

- (1) 長崎市尾上町3番1号  
長崎県土木部港湾課
- (2) 長崎市万才町3番17号  
長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所
- (3) 長崎市桜町2番22号

長崎市役所

---

**公 告**

---

**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年1月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等又は特定役務の購入件名及び数量
  - ① 長崎県長崎地区で使用する電力  
予定契約電力 2,852kW、予定使用電力量 6,685,800kWh
  - ② 長崎県県北地区で使用する電力  
予定契約電力 949kW、予定使用電力量 1,720,900kWh
  - ③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力  
予定契約電力 1,378kW、予定使用電力量 3,286,600kWh
  - ④ 長崎県庁舎で使用する電力  
予定契約電力 2,300kW 予定使用電力量 8,331,800kWh
  - ⑤ 長崎県五島地区で使用する電力  
予定契約電力 335kW 予定使用電力量 467,400kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部管財課（施設班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3000
- 3 使用期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 需要場所  
長崎県が所管する施設
- 5 契約方法  
一般競争入札
- 6 落札決定日  
令和3年12月10日
- 7 落札者
  - ① 長崎県長崎地区で使用する電力  
長崎県長崎市城山町3-19  
九州電力株式会社長崎営業所 所長 渡邊 裕二
  - ② 長崎県県北地区で使用する電力  
長崎県佐世保市福石町4-12  
九州電力株式会社佐世保営業所 所長 田中 博徳
  - ③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力  
長崎県大村市東三城町13  
九州電力株式会社大村営業所 所長 長島 和英
  - ④ 長崎県庁舎で使用する電力  
長崎県長崎市城山町3-19  
九州電力株式会社長崎営業所 所長 渡邊 裕二
  - ⑤ 長崎県五島地区で使用する電力  
長崎県五島市紺屋町5-11  
九州電力株式会社五島営業所 所長 出口 雅昭
- 8 落札価格
  - ① 長崎県長崎地区で使用する電力  
84,201,078円（消費税及び地方消費税は含まない。）

- ② 長崎県県北地区で使用する電力  
25,116,594円（地方税及び地方消費税は含まない。）
  - ③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力  
41,935,269円（地方税及び地方消費税は含まない。）
  - ④ 長崎県庁舎で使用する電力  
89,637,850円（地方税及び地方消費税は含まない。）
  - ⑤ 長崎県五島地区で使用する電力  
7,237,358円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- 9 入札公告日  
令和3年10月29日
- 10 落札方式  
最低価格

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月27日通常総会議決）を認可した。

令和4年1月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 川内土地改良区  
認可年月日 令和3年12月22日

#### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年1月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量  
3 入札第152号 CAD室コンピューターネットワーク 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県出納局物品管理室  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法  
購入
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和3年12月22日
- 6 落札者  
佐世保市天満町2-26  
(株)マゴオリ 代表取締役 馬郡 謙一
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）  
63,800,000円
- 8 入札公告日  
令和3年11月19日
- 9 落札方式  
最低価格

#### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年1月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量  
3 入札第153号 3次元造形システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県出納局物品管理室  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法  
購入
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和3年12月22日
- 6 落札者  
長崎市万才町3-5  
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)長崎支社 長崎支社長 秋山富也
- 7 落札価格(消費税及び地方消費税を含む。)  
65,712,350円
- 8 入札公告日  
令和3年11月19日
- 9 落札方式  
最低価格

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第1号

令和3年長崎県公安委員会告示第18号(長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日)は、廃止する。

令和4年1月4日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

### 長崎県公安委員会告示第2号

令和3年長崎県公安委員会告示第19号(長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い)は、廃止する。

令和4年1月4日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

### 長崎県公安委員会告示第3号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年長崎県公安委員会規則第5号)第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を次のように告示する。

令和4年1月4日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 1 手続等の根拠となる法令の名称及び条項

名称	条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）	第9条第3項及び第21条

## 2 使用を開始する日

令和4年1月4日

**長崎県公安委員会告示第4号**

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱いを次のように定める。

令和4年1月4日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 公安委員会等は、規則第4条第3項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。
- 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表第1の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。
- 規則第5条ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。
- 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

別表第1（3関係）

法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）	第9条第3項及び第21条

別表第2（4関係）

法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）	第9条第3項及び第21条

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト